

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月8日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第1号

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の
一部を改正する規則

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則(平成4年寒川町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村長への事務委任規則(昭和55年神奈川県規則第118号)第2条に基づき町長に委任された」を「事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)第3条の規定に基づき市町村が処理することとされた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。